平成２２年（フ）第５３５２号
大阪市淀川区新高２丁目６番28―512号、前住所大阪市淀川区野中南２丁目11番７号
破産者　喜山　栄子
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８０２号
大阪府寝屋川市高柳１丁目１－７　パルネット高柳202号、住民票上の住所大阪府枚方市出口４丁目34番１号
破産者　阪下　洋子
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８７０号
大阪市中央区日本橋１丁目22の33の1003、開始決定時の住所大阪市中央区島之内２―15―16　堺筋道頓堀グリーンコーポラス313号
破産者　森永　京子（旧姓山田）
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３２７号
大阪市鶴見区横堤３丁目８番５―406号
破産者　トイチ商会こと　小坂　登一
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３４６号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番７棟401号
破産者　阿佐　康彦
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３号
広島市東区光町１丁目８番11―203号フロンティア光町
破産者　お好み焼きいよた及びお好み焼きかねみつこと　金光　　登
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７号
愛媛県今治市別宮町３丁目７番地２、開始決定時の住所愛媛県今治市泉川町２丁目４番42号
破産者　黒瀬建設こと　黒瀬　清貴
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３３号
愛媛県今治市南大門町３丁目３番地２、旧住所愛媛県今治市常盤町２丁目５番地９
破産者　宮田洋品店こと　宮田　廣雄
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第８０１号
北九州市八幡東区宮田町17番28号
破産者　野上　資充
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８３１号
北九州市八幡西区小鷺田町６番18―601号
破産者　大坪　政明
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３２１号
北九州市八幡東区日の出３丁目１番24号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉北区清水３丁目２番18号
破産者　山内　美鈴
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９４０号
北九州市八幡西区引野１丁目13番25号　101号、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区上上津役６丁目11番30号
破産者　酒田智惠代
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８４号
富山市中間島２丁目22番地レオパレスＲＥＤ201号、前住所富山市下新北町１番22号
破産者　板倉　宏明
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５５８号
福井県鯖江市上河端町第47号45番地
破産者　吉村　忠義
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
福井市大東１丁目８番12号
破産者　吉岡　雄策
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１７号
静岡県浜松市北区東三方町１番地　自衛隊官舎644号
破産者　西田　樹弘
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
京都市北区上賀茂荒草町50番地
破産者　小川　勝也
1　決定年月日　平成23年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係